

## 6 循環型社会づくりの効果的な推進

提出先 国土交通省、環境省

### 【提案項目】

- 1 循環型社会の実現に向けた取組の推進
- 2 建設汚泥の再生利用の推進
- 3 PCB廃棄物の処理の推進

### 【提案内容】

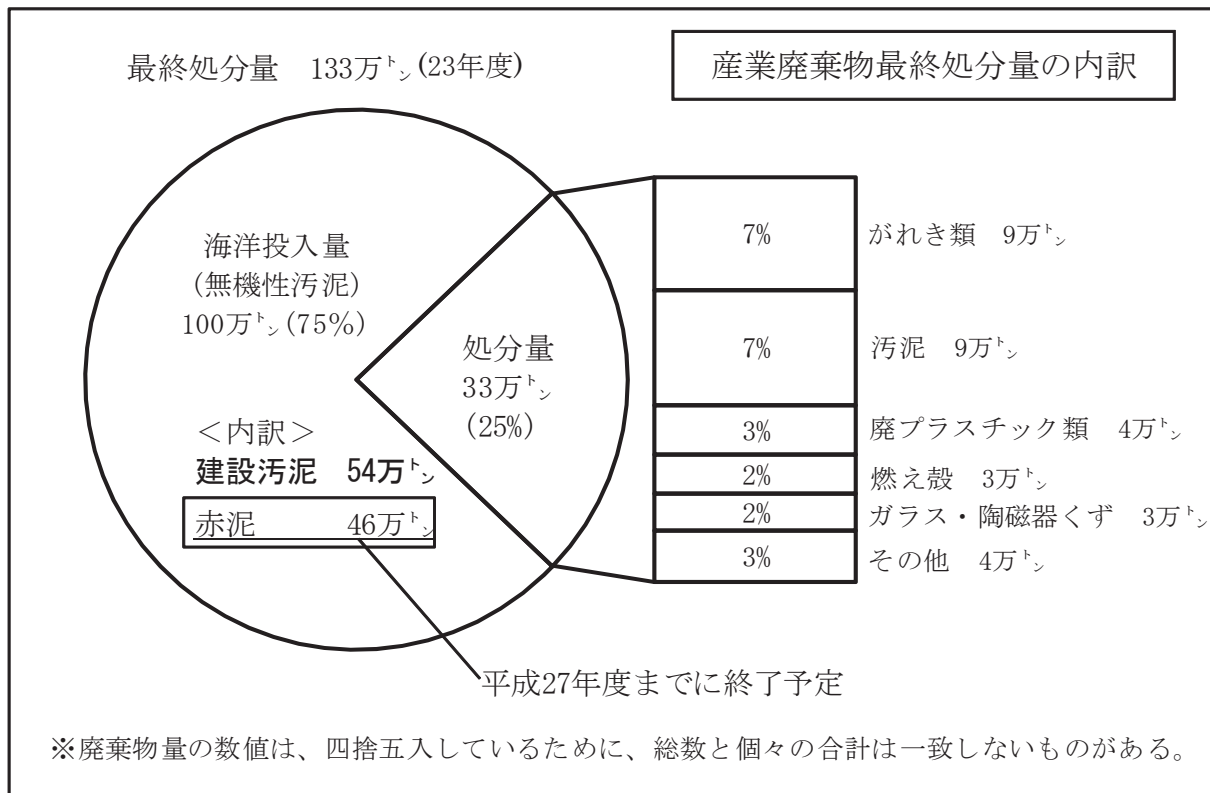
- 項目1** 循環型社会の実現に向けて、リサイクル関係法令や制度の充実を図るとともに、いわゆるリサイクルビジネスの活性化を図るため、関連技術の研究開発及び普及、融資・税制優遇措置など振興施策を積極的に推進すること。
- 項目2** 建設汚泥処理土について、建設発生土との一体的な工事間利用調整における更なる利用量の確保や、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の特定建設資材への追加を行うとともに、建設汚泥再生品について、品質基準を明確に設定するなど、建設汚泥のリサイクルを促進するための仕組みの充実を図ること。
- 項目3**(1) すべてのPCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」に定める処理期限の平成39年3月31日までに、安全かつ確実に処理できるよう、国が責任を持って処理体制を整備・充実すること。
- (2) 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の改定に当たっては、計画的で確実な処理の工程を盛り込むこと。

**【提案理由】**

本県では、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、3Rや適正処理の推進に取り組んでいるが、産業廃棄物最終処分量を減らし資源化を進めるためには、リサイクルの更なる促進や、本県の最終処分量のうち4割を占める建設汚泥対策における国の関与が必要である。さらに、国全額出資の日本環境安全事業株式会社（JESCO）に限定されるPCB廃棄物の処理の推進等について、処理期限までに処理が行えるよう施設の整備・拡充を国が責任をもって取り組む必要がある。

**【本県の産業廃棄物の状況】**

○海洋投入されている建設汚泥(54万トン)は、産業廃棄物最終処分量の約41%を占める。



**【本県の主なPCB廃棄物の保管量、使用量など】**

種別	平成23年度末現在の保管量及び使用量	平成23年度末までのJESCOでの処理量
高圧トランス	3,431台	32台
高圧コンデンサ	26,391台	937台
低圧トランス	22,176台	0
低圧コンデンサ	420,289台	0
安定器	584,013台	0

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環課)